

# Weekly Report

第 752 号

令和6年6月24日

## 法人版事業承継税制の特例措置の期限等

今年度税制改正により法人版事業承継税制の特例措置を適用するために必要となる「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月まで延長となりました。

### ◆計画の提出は8年3月、適用は9年12月まで

法人版事業承継税制は、後継者が非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合に一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する制度で、一般措置（適用期限なし）と特例措置（令和9年12月まで）があります。

特例措置は一般措置を拡充した制度（全株式を対象に贈与税・相続税ともに100%納税猶予など）ですが、適用には承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を令和8年3月までに都道府県知事に提出し確認を受ける必要があります。

なお、中小企業庁によると令和5年度における特例承継計画の申請件数は5357件となり、令和4年度（2691件）から倍増しました。

### ◆贈与時の役員就任要件の見直しを検討

特例措置は事業承継を集中的に進めるための制度であり、適用期限（令和9年12月まで）は延長しない方針のため、令和8年3月までに特例承継計画を提出した上で、令和9年12月までの贈与・相続等により非上場株式等を取得することが必要となります。

また、株式等を贈与する場合は、後継者に役員就任要件（贈与日まで3年間継続して役員であること）があるため、本年12月までに役員に就任している必要があります。ただし、今月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2024」において、この役員就任要件の見直しを検討することが盛り込まれました。

## 本年11月に施行されるフリーランス新法

フリーランスが安定的に働ける環境整備のため、発注事業者の義務等を定めた「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が本年11月に施行します。

この法律は、「従業員を使用する発注事業者」から「従業員を使用しないフリーランス」への業務委託に係る取引が適用対象となります。

発注事業者には、\*書面等による取引条件の明示、\*報酬支払期日の設定・期日内の支払、\*募集情報の的確表示、\*ハラスメント対策に係る体制整備が義務付けられます。また、一定期間以上の業務委託には、\*受領拒否や報酬の減額等の禁止行為、\*育児介護等と業務の両立の配慮、\*中途解除等の事前予告・理由開示が加わります。

## 令和5年度の査察調査の取り組み

悪質な脱税者に対して国税査察官（通称マルサ）が刑事責任を追及する査察調査について、令和5年度に処理した事案は151件（うち101件を検察庁に告発）で、その脱税額は総額119億8千万円（1件あたり7900万円）でした。

告発事案には、架空の課税仕入や輸出免税売上を計上して消費税の還付を受けた事案や、所得を隠匿した上で無申告だった事案、架空の経費を計上して法人税等を免れた事案、相続した現金等を除外して相続税を免れた事案などがありました。